

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

設定する区域は、令和6年1月1日現在における大阪府羽曳野市（以下、本市という。）の行政区域とする。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・自然公園法に規定する自然公園区域（金剛生駒紀泉国定公園）
- ・大阪府における保護上重要な野生生物レッドリストに掲載されている生物多様性ホットスポット（堺東部ため池群）

[illegible]

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

本市は大阪府の南東部に位置し、生駒、信貴、金剛、葛城山系に囲まれた河内平野の中にある。市の東部には二上山西麓、龍王寺山塊、中央部には石川河内平野、羽曳野丘陵、西部には狭山扇状地が広がっている。

市内を流れる主要な河川は、中央部を南北に流れる石川、東の飛鳥川、西の東除川があり、その流れは大和川に合流した後、大阪湾に注いでいる。また、かんがいを目的としたため池が多く点在している。

（インフラの整備状況）

①公共交通機関

鉄道路線は、近畿日本鉄道南大阪線と長野線が通っており、南大阪線の恵我ノ荘駅、高鷲駅、古市駅、駒ヶ谷駅、上ノ太子駅の5駅を有している。

②主な道路網

国道170号(大阪外環状線)が市のほぼ中央を縦貫し、主要な交通軸となっているほか、広域的な幹線道路である西名阪自動車道、南阪奈道路が通っている。

（教育機関）

本市には、大学として学校法人四天王寺学園（四天王寺大学）があり、文学部、社会学部、教育学部、経営学部、看護学部が設置されている総合大学である。また、地域連携推進センターがあり、各種資格の取得や検定受験に向けた実務教育の一環としての対策講座の一部は地域の住民に開放しており、学ぶ機会を提供している。

（産業構造）

本市に所在する全3,394事業所の割合をみると、第1次産業（農業、漁業、林業）が1事業所（0.1%）、第2次産業（鉱業、建設業、製造業）が797事業所（23.5%）、第3次産業（前記以外の産業）は2,597事業所（76.5%）となっている。大阪府全体の384,332事業所において、それぞれ366事業所（0.1%）、66,214事業所（17.2%）317,752事業所（82.7%）であるのと比較すると本市では第2次産業に属する事業所の割合が高い（RESAS）。

本市の全産業の従業者数(企業単位)は32,646人であり上位から医療、福祉が7,550人（23.1%）、卸売業、小売業が6,289人（19.3%）となっている（RESAS）。また、全産業の売上高(企業単位)368,657百万円のうち、製造業が120,209百万円（32.6%）で最も多い。付加価値額(企業単位)についても、全産業86,974百万円のうち、製造業が24,481百万円（28.1%）で最も多く、どちらも全産業の中でトップとなっている。

本市の農業は主にぶどうやいちじくが主な農産物として栽培されている。特にデラウェア等の品種を中心としたぶどうは本市の主力商品であり、栽培面積は約 82 ヘクタールあり、大阪府でトップである（2020 年農林業センサス）。農業産出額の総額は 200 千万円となっており、そのうちぶどうやいちじくが含まれる果実の農業産出額は 174 千万円であり農業算出額の総額の 87%を占めている。また大阪府における果実の農業産出額は 642 千万円であり、そのうち本市の果実の産出額は 27.1%を占めている（RESAS）。

経営体あたりの農業産出額については 0.78 千万円となっており、大阪府の 0.41 千万円と比較すると、本市では 1 経営体あたりの農業産出額が多くなっている（RESAS）。

（人口分布の状況）

市制直後の昭和 35 年に約 5 万人であった人口は、高度経済成長期の羽曳が丘、桃山台住宅団地等の開発により急激に増加し、昭和 55 年に 10 万人を超えた。その後も増加傾向にあったが、平成 12 年をピークに減少に転じており、令和 6 年 12 月 31 日時点では、107,406 人となっている。年少人口は昭和 55 年より減少傾向にあり、生産年齢人口についても平成 7 年をピークに減少している一方、老年人口は昭和 50 年より増加が続いている。（羽曳野市人口ビジョン、羽曳野市ホームページ）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

本市の農業はぶどうやいちじくなど果実の農業算出額が農業全体の約 87%を占め、大阪府内における果実の農業産出額は第 1 位である（市町村別農業産出額・令和 4 年調査）。ぶどうの栽培面積においても大阪府内において第 1 位であり、本市はぶどう及びいちじくの生産が盛んな地域である（農林業センサス 2020）。本市内で作られているぶどうを活用したワイン醸造も盛んに行われており、大阪府内に所在するワイナリー 6 社のうち、2 社のワイナリーが本市に所在している。このような本市の強みを生かすために、農業については老朽化した農道の改修、新規就農者への支援やスマート農業の導入の支援など農業者の稼ぐ力を高める取り組みを検討・実施している。

また、ぶどう・ワインの専門施設として地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所内に、「ぶどう・ワインラボ」が設立されたことを契機に「大阪ぶどうネットワーク」が結成され、本市も構成員の一員として、大阪産のぶどう・ワインを活性化する取り組みを進めている。

このような取り組みを通じて、ぶどう・ワイン、いちじく等の特産物を生かした販路開拓、6 次産業化等により売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することにより、農の雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

本市に所在する 3,394 事業所のうち、製造業については全事業所の約 12%を占める

423 事業所が立地している（RESAS）。地域内における製造業事業所数が占める割合は全国平均の約 8%と比較すると高い数字となっており、本市において製造業は経済構造の中で重要な位置づけにある。

製造品出荷額等における割合は、食料品製造業（34.6%、出荷額 41.48 億円）が最も多く、金属製品製造業（14.3%、出荷額 17.08 億円）、プラスチック製品製造業（11.3%、出荷額 13.50 億円）、輸送用機械器具製造業（11.2%、出荷額 13.46 億円）と続いている（RESAS）。

食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積と、本市の施策を組み合わせ、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	0 百万円	172 百万円	-

（算定根拠）

1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 172 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	0 件	2 件	-

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円(大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額(令和 3 年経済センサス—活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 4%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①羽曳野市のぶどう・ワイン、いちじく等の特産物を活用した農林分野
- ②羽曳野市の食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ①羽曳野市のぶどう・ワイン、いちじく等の特産物を活用した農林分野

本市の農業は、ぶどうやいちじくなど果実の農業産出額が農業全体の約 87%を占めている(市町村別農業産出額・令和 4 年調査)。

(ぶどう・ワイン)

ぶどうの栽培面積は約 82 ヘクタールであり、果実の農業算出額及びぶどうの栽培面積ともに大阪府内第 1 位である(農林業センサス 2020)。全国でもトップレベルを誇る加温栽培技術により、本市はデラウェアの早出し産地として発展してきたが、近年では、シャインマスカット等の大粒系品種の栽培も盛んになってきている。

こうした強みを踏まえ、本市は、平成 23 年にぶどう栽培の新規就農者を育成することを目的とした「羽曳野市ぶどう就農促進協議会」を設立し、就農希望者の受け入れや、圃場での研修を実施している。令和元年度からは、これまでの実地研修に加え、マーケティ

ングや経営管理などの講座も取り入れ、新たな「農」の担い手の育成・確保に取り組んでいる。若手ぶどう農家においては、ハウス内温度をスマホやPCでモニタリングでき、ハウスの開閉等をスマホで制御することでハウス内環境を遠隔制御できる等のスマート農業のシステムを導入し、作業の効率化やぶどうの生育に最適な環境を整えることで農家の稼ぐ力を高める取り組みを検討している。

大阪府内でワイン醸造を行っているワイナリーは6社あり、本市には、株式会社河内ワイン、飛鳥ワイン株式会社の2社が存在している。令和元年6月に行われたG20サミットにおいては、地元大阪産のものとして、これらワイナリーのワインも提供され、全国的に大きな注目を集めている。

平成30年には、本市に所在する地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所内に、西日本初となるぶどうとワインの専門研究施設「ぶどう・ワインラボ」が設立された。これを契機として、ぶどう・ワインに関わる関係団体等が一体となって、ぶどうを核とした魅力ある地域づくりを推進していくため、「大阪ぶどうネットワーク」が結成され、本市もその一員として参画し、ワインやぶどう加工品等の品質向上や、ワイナリーを始めとした6次産業化に取り組む事業者を支援するなど、大阪のぶどう・ワインをさらに活性化する取り組みを進めている。

(いちじく)

本市のいちじくについては、梶井ドーフィンという実が大きい品種を主に栽培し、大阪府内の「なにわ特産品」として認定されている。市内には、大阪府内唯一であるハウス栽培を取り入れ、露地栽培とあわせて半年間の出荷生産を実現しつつ、新たな栽培方法の導入により、果樹では極めて難しいとされる周年栽培に挑戦している農家も存在する。

また、豊富な収穫量を活かしてワインや様々な食品類が製造されており、羽曳野市商工会が認定する「羽曳野ブランド」登録品だけでも、いちじく果肉を使用したジャムやソース、菓子類（団子、どら焼き、プリン等）がある。

市内における新規就農者は年々増加しており、道の駅しらとりの郷・羽曳野や地元スーパー、大阪市内の百貨店等へ出荷しているほか、ECサイトを活用した直販など、新たな販路開拓や農産品のPRを行う若手農家も増えている。

以上のことから、これらぶどう・ワイン、いちじく等の特産物を生かした販路開拓、6次産業化等により売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することにより、農の雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

②羽曳野市の食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本市には 3,394 の事業所が所在し、そのうち製造業については、全事業所数の約 12% を占める 423 事業所が所在する。この製造業の付加価値額（企業単位）について、全産業に占める割合で見た場合、本市は 28.1%、全国ベースでは 19.3%となっており、また、売上高（企業単位）を見ても、本市は製造業が 32.6%を占めているのに対し、全国ベースでは 22.9%となっていること等から、製造業は本市において重要な産業の一つであるといえる（RESAS）。

次に、その製造業を中分類でみると、製造品出荷額等における割合は、食料品製造業（34.6%）が最も多く、金属製品製造業（14.3%）、プラスチック製品製造業（11.3%）、輸送用機械器具製造業（11.2%）と続いている（RESAS）。

これらの業種について、企業単位付加価値額の特化係数をみると、食料品製造業が 1.64、金属製品製造業が 3.92、プラスチック製品製造業が 2.19 となっており、これらの業種は稼ぐ力が高いといえる（RESAS）。

輸送用機械器具製造業では、自動車ハブユニットベアリングの開発・量産化などの先進的な鍛造技術の開発により、優れた品質の製品を全世界の自動車業界へ供給するとともに、技術を応用することによって、高圧水素容器を開発し、燃料電池自動車や水素ステーションへの供給を開始するなど、地球環境への貢献も見込まれる事業も展開する事業者が立地している。こうした事業者の事例もあり、2017 年から 2020 年までの 3 年間で本市の輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等が約 1.05 倍増加し、常勤雇用者数も約 1.44 倍増加していることから、今後も地域経済の発展、雇用の創出が期待される（RESAS）。

また、地域経済牽引事業の担い手となる地域の中核企業として経済産業省から「地域未来牽引企業」に選定されたなかに、本市に事業所や工場等を有し、上記のような優れた技術をもつ製造業が 2 社ある。

本市としては、地域経済の基幹となっている製造業への支援は必要不可欠と考えており、関係機関との連携や商工会等を通じて、国、府及び市等の施策情報の提供を各事業所へ行い、製造業全体を支援できる体制を整えていく。また本市では、羽曳野市中小企業及び小規模企業振興基本条例を令和 2 年 3 月に制定し、この条例に基づいて、本市内の中小企業及び小規模企業を支援する施策を実施していく。

このように、食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積と、本市の施策を組み合わせ、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、農林分野及び成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①地方創生関係施策

令和7年度以降、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、「①羽曳野市のぶどう・ワイン、いちじく等の特産物を活用した農林分野」及び「②羽曳野市の食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を検討する。

②羽曳野市小規模事業資金融資

本市内の小規模事業者を対象に大阪信用保証協会の保証を付して、羽曳野市小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型融資）を限度額300万円までとして支援を行っている。

③羽曳野市地域活性創業支援補助金

本市内で創業する者に対して、創業に係る経費の一部を助成する制度を令和2年度より実施している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、本市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成に係るルール作りを進めており、本市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化とその利用促進に積極的に取り組んでいく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、羽曳野市経済労働課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域経済牽引事業者に対して、定期的に企業訪問等を行い、国、府、市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和7年度	令和8年度～10年度	令和11年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 地方創生関係施策	実施に向けた検討	実施に向けた検討	実施に向けた検討
②羽曳野市小規模事業資金融資	実施	実施	実施
③羽曳野市地域活性化創業支援補助金	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①庁内の体制やデータ作成に係るルール作り ②各種行政情報等のオープンデータ化	実施	実施	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	実施	実施	実施
【その他の事業環境整備に関する事項】			
地域牽引事業者への情報提供及びフォローアップ	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

農林分野及び成長ものづくり分野において、地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所や羽曳野市商工会等と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与することを目的に、平成 24 年 4 月に設立された。農林分野では、安全で豊かな食と農を支える調査研究や技術支援、大阪産（もん）商品の開発等の支援、農業者の育成、6 次産業化のサポートなど様々な事業を行っている。また同研究所において大阪のぶどう産地の躍進を目指し、西日本初となる公設のぶどうとワインの専門研究拠点として「ぶどう・ワインラボ」を新設し、本格的な試験醸造を行っている。ワインやぶどう加工品等の品質向上や味の「見える化」を実現し、ワイナリーを始めとした 6 次産業化に取り組む事業者を支援している。

②羽曳野市商工会

昭和 39 年に設立され、現在は約 1,600 事業所を会員としている。市内中小企業者の税務、経理、労務など経営上のさまざまな相談を受けており、個別相談のほか、講演会や説明会の実施、セミナーの開催を行っている。

③株式会社日本政策金融公庫

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図っている。

④大阪南農業協同組合（JA大阪南）

南河内地区の営農者の相談窓口として、また営農の技術指導、農産物の販売、特産品の PR などを行っている。

⑤学校法人四天王寺学園（四天王寺大学）

人的・知的資源の交流の促進や活用を図ることにより、多様な分野で連携・協力した取り組みや事業を実施するために平成 29 年度より連携を行っている。大学の専門性や知見を活かし、地域の活性化や地域課題を現実的に解決するための取組をすすめる。

⑥羽曳野市ぶどう就農促進協議会

本市におけるぶどう新規就農者育成・確保を目的として、就農希望者に対する研修を実施し、新たな農の担い手育成に取り組んでいる。

⑦ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑧地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑨公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑩大阪ワイナリー協会及び関西ワイナリー協会

需要振興イベントの実施などを通じて「大阪ワイン」ブランドを全国に発信して認知度を上げ、需要振興に努めるとともに、勉強会等による協会会員のスキルアップ、ぶどう生産者である農家をバックアップするための農作業の共同化などのシステムの構築等を行っている。

⑪大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方へ支援を行っている。

⑫一般財団法人大阪はびきの観光局

羽曳野市を中心とした近隣地域が持つ歴史・文化・産業その他の特性を活かし、観光関連産業の振興を総合的に推進することにより、地域経済の活性化、人的交流の促進及び文化の向上に寄与することを目的として令和4年9月に設立された。同局では、本市の農産品の普及、それら農産品を活用したお土産などの新たな商品やメニューの開発、大阪府内外で行われるイベント等において本市の特産品に関する様々な情報発信を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の削減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど

防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 11 年度末日までとする。

「大阪府羽曳野市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。